

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令案要綱

第一 災害予防代替建築物の定義における住宅部分を有する建築物を除却する必要がある場合

災害予防代替建築物の定義における住宅部分を有する建築物を除却する必要がある場合は、建築基準法

第十条第一項又は第三項の規定による除却の勧告又は命令を受けた場合等とすること。（第一条関係）

第二 災害予防移転建築物の定義における住宅部分を有する建築物を移転する必要がある場合

災害予防移転建築物の定義における住宅部分を有する建築物を移転する必要がある場合は、建築基準法

第十条第一項又は第三項の規定による移転の勧告又は命令を受けた場合等とすること。（第二条関係）

第三 災害予防関連工事の定義における住宅部分を有する建築物の敷地について擁壁の設置等の工事を行う

必要がある場合

災害予防関連工事の定義における住宅部分を有する建築物の敷地について擁壁の設置等の工事を行う必

要がある場合は、建築基準法第十条第一項又は第三項等の規定による工事の施行の勧告又は命令を受けた

場合とする。（第三条関係）

第四 合理的土地利用建築物

合理的土地利用建築物の定義における市街地の土地の合理的な利用に寄与する建築物は、敷地面積が五百平方メートル以上であり、かつ、その敷地内に一定の規模の空地を有する耐火建築物等であつて、延べ面積の敷地面積に対する割合が一定の数値以上であるものとする事。

（第四条関係）

第五 住宅の建設等に付随する行為

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）が必要な資金の貸付けを行う住宅の建設等に付随する行為は、土地又は借地権の取得等とすること。

（第五条関係）

第六 業務の実施に当たつての配慮事項

業務の実施に当たつて住宅の質の向上を図るために必要なものとして機構が配慮すべき事項は、高齢者若しくは障害者であつて、日常生活に身体機能上の制限を受けるものが円滑に利用するために必要な構造及び設備を備えた住宅の建設等が促進されることとする事。

（第六条関係）

第七 業務の委託の範囲等

一 機構が金融機関に委託することができる業務は、譲り受けた貸付債権に係る元利金の回収に関する業務等及びこれらに附帯する業務とすること。

（第七条第一項第一号関係）

二 機構が債権回収会社に委託することができる業務は、譲り受けた貸付債権に係る元利金の回収に関する業務等及びこれらに附帯する業務とすること。
(第七条第一項第二号関係)

三 機構が地方公共団体等に委託することができる業務は、貸付金に係る建築物若しくは建築物の部分の工事等の審査及びこれらに附帯する業務とすること。
(第七条第一項第三号関係)

第八 利益の処理及び納付金

毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法、積立金の処分に当たり当該中期目標の期間の次の中期目標の期間の業務の財源に充てるための承認の手續、国庫納付金の納付の手續等につき、必要な規定を設けるものとする。
(第八条から第十三条まで関係)

第九 住宅金融支援機構債券

機構の発行する住宅金融支援機構債券につき、その種別、発行方法、募集住宅金融支援機構債券に関する事項の決定、申込み、割当て及び債権者、住宅金融支援機構債券原簿、債券の発行及び記載事項等につき、必要な規定を設けるものとする。
(第十四条から第三十一条まで関係)

第十 内閣総理大臣等への権限の委任

一 主務大臣の立入検査の権限のうち、機構の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任すること。
(第三十二条関係)

二 内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権限は、関東財務局長に委任すること。

(第三十三条関係)

第十一 主務大臣等

この政令における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び財務大臣並びに国土交通省令・財務省令とすること。
(第三十四条関係)

第十二 附則

一 この政令の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 国が承継する資産の範囲等について定めること。

(附則第二条関係)

三 機構が承継する資産の価額の評価に関し必要な事項を定めること。

(附則第三条関係)

四 住宅金融公庫の解散の登記の嘱託等について定めること。

(附則第四条関係)

五 機構が承継する保証協会の資産及び負債に係る会計の整理等について定めること。

（附則第五条関係）

六 独立行政法人雇用・能力開発機構の委託に基づき機構がその管理及び回収の業務の一部を行う債権について定めること。

（附則第六条関係）

七 機構が当分の間行うことができる業務の特例に関する技術的読替えについて定めること。

（附則第七条関係）

八 既往債権管理勘定に係る利益の処理及び納付金について定めること。

（附則第八条から第十四条まで関係）